

# 官 報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目 次

### 〔法 律〕

○国会職員法の一部を改正する法律 (六〇)

○国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律 (六一)

○国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律 (六二)

○地方交付税法等の一部を改正する法律 (六三)

○裁判所法の一部を改正する法律 (六四)

○放送法等の一部を改正する法律 (六五)

○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律 (六六)

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (六七)

### 〔政 令〕

○道路法施行令の一部を改正する政令 (二二六)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二二七)

### 〔省 令〕

○電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令 (総務一〇四)

○開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令 (国土交通五九)

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇国会職員法の一部を改正する法律 (法律第六〇号) (国会)

1 国会職員の昇任及び転任は、各本属長が、国会職員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。 (第三条の二第一項関係)

2 各本属長は、国会職員を降任させる場合には、当該国会職員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる職を命ずるものとする。 (第三条の二第二項関係)

3 国際機関に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない国会職員の昇任、降任及び転任については、1及び2にかかわらず、各本属長が、人事評価以外の能力の実証に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を判断して行うことができる。 (第三条の二第三項関係)

4 1から3までの標準的な職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、両議院の議長が協議して定めることとした。 (第三条の二第四項関係)

5 国会職員の職務については、各本属長は、定期的に人事評価を行わなければならないこととした。 (第六条第一項関係)

6 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定めることとした。 (第六条第二項関係)

7 各本属長は、5の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないこととした。 (第七条関係)

8 5から7までは、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しないこととした。 (第八条関係)

9 国会職員は、両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。 (第九条第二項関係)

10 9により降給するときは、両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員審査委員会の審査を経なければならないこととした。 (第九条第三項関係)

11 本人の意に反する降任又は免職について、新たな人事評価制度を導入したことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。 (第一条第一項関係)

12 この法律は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律 (法律第六一号) (総務省)

一 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

1 一定の常時勤務することを要しない職員 (以下「非常勤職員」という。) について、子の養育の事情に応じ、子の出生の日から、一歳に達する日から一歳六か月に達する日まで育児休業をすることができるとした。 (第三条第一項関係)

2 一定の非常勤職員 (再任用短時間勤務職員を除く。) について、三歳に達するまでの子を養育するため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことをすることができるとした。 (第二十六条第一項関係)

3 防衛省の職員への準用について、必要な読替えを行うこととした。 (第二十七条第一項関係)

二 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

1 一定の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、子の出生の日から、一歳に達する日から一歳六か月に達する日まで育児休業をすることができるとした。 (第二条第一項関係)

三 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

1 一定の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、子の出生の日から、一歳に達する日から一歳六か月に達する日まで育児休業をすることができるとした。 (第二条第一項関係)

2 一定の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)について、三歳に達するまでの子を養育するため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことをすることができることとした。(第十九条第一項関係)

三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

1 非常勤職員である国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける国家公務員(再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員にあつては、第一条第一項ただし書の規定を適用する)としたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限り、(一)について、介護休業をすることができることとした。(第六一条第三項関係)

2 1 介護休業の承認の請求を受けた農林水産大臣等は、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならないこととする。ただし、再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員を要しない国家公務員のうち、休業をすることができないこととする。このことについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があつた場合は、この限りでないこととする。(第六一条第五項関係)

3 特定独立行政法人の職員及び地方公務員への準用について、必要な読替えを行うこととした。(第六一条第六項及び第七項関係)

四 この法律は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

◇国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(法律第六二号)(国会)

1 一定の常時勤務することを要しない国会職員(以下「非常勤職員」という。)について、子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日まで育児休業をすることができるようにすることとした。(第三条第一項関係)

2 一定の非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)について、三歳に達するまでの子を養育するため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことができるようにすることとした。(第二〇条第一項関係)

3 この法律は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律(法律第六三号)(総務省)

一 補正予算により増額された平成二二年度分の地方交付税について、当該額の一部を平成二二年度分として交付すべき地方交付税の総額に計算して交付することができることとした。(附則第二条関係)

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二二年度分)の一部改正関係

平成二二年度分の地方交付税の額の算定に用いる雇用対策・地域資源活用臨時特例費の単位数を改定することとした。(附則第三条関係)

三 地方交付税法の一部改正関係

平成二二年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、平成二二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすることとした。(附則第六条の二関係)

四 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇裁判所法の一部を改正する法律(法律第六四号)(法務省)

1 平成二十三年一〇月三十一日までの間暫定的に司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とすることとした。(附則第四項関係)

2 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇放送法等の一部を改正する法律(法律第六五号)(総務省)

一 放送法の一部改正関係

1 放送の定義を、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。)の送信(他人の電気通信設備(同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を用いて行われるものを含む。)とすることとした。

(一) 放送事業者の定義を、基幹放送事業者及び一般放送事業者とすることとした。

(二) その他の定義規定の整備をすることとした。

2 放送番組の編集等に関する通則に関する事項(第一条及び第二条関係)

(一) テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の放送番組審議機関を組織する委員の員数について、七人未満の員数以上とすることとした。

(二) その他規定の整備をすることとした。

3 日本放送協会に関する事項(第一条及び第二条関係)

(一) 協会国際衛星放送の定義を、日本放送協会が外国において受信されることを目的として基幹放送をする無線局(以下「基幹放送局」という。)又は外国の放送局を用いて行われる放送(人工衛星の放送局を用いて行われるものを除く。)とすることとした。

(二) その他規定の整備をすることとした。

4 基幹放送に関する事項(第二条関係)

(一) 基幹放送の定義を、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送とすることとした。

(二) 認定基幹放送事業者の定義を、基幹放送の業務を行うために総務大臣の認定を受けた者とすることとした。

(三) 特定地上基幹放送事業者の定義を、電波法の規定により自己の地上基幹放送(基幹放送であつて、人工衛星の放送局を用いて行われるもの及び自動車その他の陸上を移

動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とするものを除く。)の業務に用いる放送局(以下「特定地上基幹放送局」という。)の免許を受けた者とすることとした。

(四) 基幹放送事業者の定義を、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者とすることとした。

(五) 基幹放送局提供事業者の定義を、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体(以下「基幹放送局設備」という。)を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものとすることとした。

(六) 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずることとする。このこととした。

(七) 基幹放送の業務を行おうとする者(電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。)は、総務大臣の認定を受けなければならないこととする。このこととした。

(八) 基幹放送の業務の認定において、当該業務を行おうとする者が他の基幹放送事業者に対して支配関係を有する者に該当しないこと等、基幹放送による表現の自由が確保されるに支障を及ぼすおそれがあることが認められる場合でなければならぬこととする。この場合「支配関係」とは、一の者が有する法人等の議決権の数の当該法人等の議決権の総数に占める割合が一〇分の一以上三分の一未満の範囲内の一定の割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係等に該当する関係とすることとした。

(九) 特定地上基幹放送事業者が分割をした場合において、分割により地上基幹放送の業務を行う事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けたときは、当該業務に係る認定を受けたものとみなすこととする

(五) 認定基幹放送事業者は基幹放送の業務に用いる電気通信設備(基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。)を、特定地上基幹放送事業者は自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備(以下「特定地上基幹放送局等設備」という。)を、基幹放送局提供事業者は基幹放送局設備を技術基準に適合するように維持しなければならないこととする

(二) 認定基幹放送事業者は基幹放送設備に、特定地上基幹放送事業者は特定地上基幹放送局等設備に、基幹放送局提供事業者は基幹放送設備に起因する放送の停止その他の重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならないこととする

(三) 総務大臣は、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備が技術基準に適合していないと認めるときは、認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に対し、当該技術基準に適合するようにそれらを改善すべきことを命ずることができることとする

(三) 総務大臣は、技術基準適合維持義務、重大事故の報告義務、設備の改善命令の施行に必要な限度において、基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送設備等の状況等の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備等を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備等を検査させることができることとする

(八) 基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるものは、基幹放送局設備及び特定地上基幹放送局等設備を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況等を公表しなければならないこととする

(一) 基幹放送以外の放送(一般放送)の業務を行うおとす者は、総務大臣の登録を受け、又は総務大臣に届出をしなければならないこととする

(二) 一般放送事業者の定義を、一般放送の業務を行うために総務大臣の登録を受けた者及び総務大臣に届出をした者とする

(三) 一般放送の業務の登録を受けた者(以下「登録一般放送事業者」という。)は、その登録に係る電気通信設備を技術基準に適合するように維持しなければならないこととする

(四) 登録一般放送事業者は、登録に係る電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならないこととする

(五) 総務大臣は、登録に係る電気通信設備が技術基準に適合していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該電気通信設備を改善すべきことを命ずることができることとする

(六) 総務大臣は、登録一般放送事業者に対し、登録に係る電気通信設備の状況等の報告を求め、又はその職員に、電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができることとする

(七) 登録一般放送事業者であつて、市町村の区域を勘案して定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者(指定再放送事業者)は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、その放送対象地域に当該区域を含むすべての地上基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならないこととする

(八) 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者(登録一般放送事業者)については、指定再放送事業者に限る。が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信して再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会(以下「紛争処理委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。また、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。このほか、当該一般放送事業者は総務大臣の裁定を申請することができる

(九) その他規定の整備をすることとした。

(六) 有料放送に関する事項(第二条関係)

(一) 有料放送(以下「有料基幹放送」という。)の役務を提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について有料基幹放送契約約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出なければならないこととし、当該有料基幹放送契約約款以外の提供条件による有料基幹放送の役務の提供を禁止するとともに、当該有料基幹放送契約約款を公表し、掲示することとする

(七) 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対しその有料放送の役務の提供を拒んではならないこととする

(二) 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対しその有料放送の役務の提供を拒んではならないこととする

(三) 有料放送事業者は、有料放送の役務を提供する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、当該休止又は廃止しようとする有料放送の国内受信者に対し、その旨を周知させなければならないこととする

(四) 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介等を業として行う者は、有料放送の役務の提供を受けようとする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結等をしようとするときは、当該有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならないこととする

(五) 有料放送事業者及び有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないこととする

(六) 有料放送管理業務を行うおとす者は、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととし、当該届出をした有料放送管理事業者は、業務の実施方針の策定等のその業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならないこととする

(七) 総務大臣は、有料基幹放送契約約款に定める提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認める場合は変更を命ずることができることとし、(四)及び(五)の義務に違反したときは、業務の方法の改善等の措置を命ずることができることとする

(八) その他規定の整備をすることとした。

二 電波法の一部改正関係

1 免許を要しない無線局であつて空中線電力が〇・〇ワット以下であることを要件の一つとするものについて、空中線電力の上限を〇・〇ワットから一ワットに改めることとする(第三条関係)

2 無線局の免許の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、特定の固定地点間の無線通信を行う無線局(大使館、公使館又は領事館の公用に供するものを除く)には適用しないこととする(第三条関係)

3 基幹放送の定義を、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信であつて、放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数の電波を使用するものとする(第四条関係)

4 主たる目的及び従たる目的を有する無線局及び基幹放送をする無線局(当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む)の免許に係る手続を整備することとした(第四条関係)

5 免許人は、総務大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することができることとする(第四条関係)

6 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送局を承継し、これを分割により地上基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行うおとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなすこととする(第四条関係)

7 割り当てることのできる周波数の表(周波数割当計画)には、放送をする無線局に係る周波数について放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数及びそれ以外の周波数の区分の別を記載することとする(第四条関係)

8 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするものうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するものを二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、これらの無線局を包括して対象とする免許(包括免許)を申請することができることとする(第三条関係)

9 利害関係人は、無線設備の技術基準について、原案を示して、これを策定し、又は変更すべきことを総務大臣に申し出ることができるとし、総務大臣は、当該申出を受けた場合において、その申出に係る技術基準を策定し、又は変更する必要があると認めるときは、理由を付してその旨を申出人に通知しなければならぬこととする(第三条関係)

10 技術基準適合証明を受けた者等は、その氏名又は名称及び住所等に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととする(第三条関係)

11 無線局に係る書類の備付け義務のうち、無線検査簿の備付け義務を廃止すること(第三条関係)

12 総務大臣は、無線設備が技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人等に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする(第三条関係)

13 登録検査等事業者(無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く)が無線局の無線設備等について検査を行い、その無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数並びにその時計及び書類

が電波法の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があつたときは、国の定期検査を省略することができることとする(第四条関係)

14 無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととする(第三条関係)

15 電波監理審議会は、電波法に基づく総務省令の制定又は改廃について諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならないこととを改め、必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができることとする(第三条関係)

16 その他規定の整備をすることとした。

三 電気通信事業法の一部改正関係(第五条関係)

1 電気通信事業の定義を、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業(放送局設備供給役務(基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務をいう)に係る事業を除く)とする(第三条関係)

2 電気通信事業を営もうとする者の設置する電気通信回線設備が、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合は、総務大臣に届け出ることとをもち足りることとする(第三条関係)

3 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況等を公表しなければならないこととする(第三条関係)

4 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物(電気通信設備設置用工作物)の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず、他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わない等の場合は、当事者は、紛争処理委員会に対し、あつせんを申請することができる。また、当事者の双方は、紛争処

理委員会に対し、仲裁を申請することができることとする(第四条関係)

5 電気通信事業者と電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業者と営む者との間において、当該電気通信事業者が申し入れた当該電気通信事業を営む者が申し入るべき電気通信役務の提供に関する契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、紛争処理委員会に対し、あつせんを申請することができる。また、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができることとする(第三条関係)

6 その他規定の整備をすることとした。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律(法律第六六号)(総務省)

1 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法が廃止するものとされる期限(平成二十二年二月三十一日まで)を平成二十七年三月三十一日まで延長することとした(附則第二条関係)

2 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(法律第六七号)(農林水産省)

1 農山漁村は、長年にわたつて我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する

が電波法の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があつたときは、国の定期検査を省略することができることとする(第四条関係)

14 無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととする(第三条関係)

15 電波監理審議会は、電波法に基づく総務省令の制定又は改廃について諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならないこととを改め、必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができることとする(第三条関係)

16 その他規定の整備をすることとした。

三 電気通信事業法の一部改正関係(第五条関係)

1 電気通信事業の定義を、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業(放送局設備供給役務(基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務をいう)に係る事業を除く)とする(第三条関係)

2 電気通信事業を営もうとする者の設置する電気通信回線設備が、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合は、総務大臣に届け出ることとをもち足りることとする(第三条関係)

3 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況等を公表しなければならないこととする(第三条関係)

4 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物(電気通信設備設置用工作物)の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず、他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わない等の場合は、当事者は、紛争処理委員会に対し、あつせんを申請することができる。また、当事者の双方は、紛争処

(候補者放送)

第十三条 放送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとし、ないにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。

(内外放送の放送番組の編集)

第十四条 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該内外放送の放送対象地域(第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。)又は業務区域(第二十六条第二項第四号又は第三十三条第一項第四号の業務区域をいう。)である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

第十四条を第九条とする。  
第三条の五中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第八条とする。

第三条の四の見出しを削り、同条第五項第二号中「第四条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第七項を削り、同条を第六条とし、同条の前に見出しとして「放送番組審議機関」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人(テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数)以上をもつて組織する。

2 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する。  
3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送事業者が共同して行う。

一 当該放送事業者のうち第六十三条に規定する子会社地上基幹放送事業者がないこと。  
二 当該放送事業者のうち基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外のすべての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域(電波法第十四条第三項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送の免許状に記載された放送区域をいう。以下この項において同じ。)又は業務区域(第二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。)の重複があること。

イ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以上に当たること。  
ロ 放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。

三 当該放送事業者のうち二以上の一般放送事業者がある場合において、当該一般放送事業者のうちいずれの二の一般放送事業者の間においても次に掲げる要件のいずれかを満たす関係があること。  
イ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の三分の二以上に当たること。

ロ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。  
ハ 当該二の一般放送事業者の業務区域の属する都道府県が同一であること。

第三条の三第一項中「種別」の下に「教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。」を加え、同条第二項中「国内放送」を「国内放送等」に改め、同条を第五条とする。  
第三条の二の見出しを「国内放送等の放送番組の編集等」に改め、同条第一項中「国内放送」の下に「及び内外放送(以下「国内放送等」という。）」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「国内放送」を「国内放送等」に改め、同条を同条第二項とし、同条を第四条とする。

(電波法の一部改正)

第三条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十八条」を「第三十八條の二」に、「第三十八條の二」を「第三十八條の二の二」に改める。  
第四条第三号中「〇・〇一ワット」を「一ワット」に改める。  
第五条第二号中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局(実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)

第五条第三項第二号中「第七十六條第三項」を「第七十六條第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第七十六條第五項」を「第七十六條第六項」に改める。  
第六条第一項第七号中「第二十七條の十三第二項第七号」の下に、「第三十八條の二第一項、第七十一條の五」を加える。

第二十七條の二中「通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるもの」を「次の各号のいずれかに掲げる無線局」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するものうち、総務省令で定める無線局  
二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするものうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

第二十七條の三第一項中「事項」の下に「(特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。))を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に掲げる事項(第六号に掲げる事項を除く。))及び無線設備を設置しようとする区域」を加える。  
第二十七條の五第一項中「事項」の下に「(特定無線局(第二十七條の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。))を包括して対象とする免許にあつては、次に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。))及び無線設備の設置場所とすることが出来る区域」を加える。

第二十七條の六の見出しを「(特定無線局の運用の開始等)」に改め、同条第二項中「包括免許人」を「特定無線局(第二十七條の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))の包括免許人(以下「第一号包括免許人」という。))に改め、同条に次の一項を加える。  
一 特定無線局(第二十七條の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。))の包括免許人(以下「第二号包括免許人」という。))は、当該包括免許に係る特定無線局を開設したとき(再免許を受けて当該特定無線局を引き続き開設するときを除く。))は、当該特定無線局ごとに、十五日以内で総務省令で定める期間内に、当該特定無線局に係る運用開始の期日及び無線設備の設置場所その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したとき又は当該特定無線局を廃止したときも、同様とする。

第二十七條の七中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改める。  
第二十七條の九中「又は指定無線局数」を「指定無線局数又は無線設備の設置場所とすることが出来る区域」に改める。

第二十七條の十第一項中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改める。  
第二十七條の二十七及び第二十七條の二十八中「第七十六條第五項若しくは第六項」を「第七十六條第六項若しくは第七項」に改める。  
第三十八條の二第一項第二号中「包括免許」を「特定無線局(第二十七條の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))」に改め、同条を第三十八條の二の二とする。

第三章中第三十八條の次に次の一条を加える。  
(無線設備の技術基準の策定等の申出)  
第三十八條の二 利害関係人は、総務省令で定めるところにより、第二十八條から第三十二條まで又は前条の規定により総務省令で定めるべき無線設備の技術基準について、原案を示して、これを策定し、又は変更すべきことを総務大臣に申し出ることができる。



「第三条の二第五項中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改め、「三十日以内」の下に、「第二号包括免許人」にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に相当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内に」を加え、「月の末日から」を「属する月の末日から」に改め、「二百五十円」に「の下に」、「第二号包括免許人」にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に」を加え、同条第六項中「開設無線局数」の下に「特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。にあつては、係る特定無線局の数)の下に、「特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数)を加え、「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改め、「三十日以内」の下に、「第二号包括免許人又は」を「二百五十円」に「の下に」、「第二号包括免許人」にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に」を加え、同条第九項中「特定基地局に係る第一項」を「特定基地局(当該特定基地局が包括免許に係るものである場合にあつては、当該包括免許に係る他の特定基地局を含む。以下この項において同じ)に係る第一項又は第五項」に、「同項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」を「第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあるのは「に、「金額」を「金額を国に」と、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」に改める。

「第三項の五第一項及び第三項中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に改め、同条第四項中「包括免許人」を「第一号包括免許人」に、「第七十六条第四項第一号」を「第七十六条第五項第一号」に改める。

「第十号中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 第七十六条第二項の規定による禁止に違反して無線局を開設した者

第七十七条の五(「第七十六条第五項において準用する場合を含む。」の規定による命令に違反した者

「第七十三条中第二十六号を第二十七号とし、第三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十七条の六第三項(特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

「第九号及び第十号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

「第十六条中第二十一号を第二十三号とし、第十六号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 第三十八条の六第三項(第三十八条の二十九において準用する場合を含む。の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

「第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十七条の六第三項(特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。の規定に違反して、届出をしない者

「第五項第二項第六号」を削り、「第十六条の二」の下に、「第二十七条の三五第一項」を加え、「第七十三条の四第二項第二号」を削る。

別表第三の一の項中「第三十八条の二第一項第一号」を「第三十八条の二の二第一項第一号」に改め、同表の二の項中「第三十八条の二第一項第二号」を「第三十八条の二の二第一項第二号」に改め、同表の三の項中「第三十八条の二第一項第三号」を「第三十八条の二の二第一項第三号」に改める。

「第四条 電波法の一部を次のように改正する。

「第五項第四項中「送信」の下に「第九十九条の二を除き、を、「放送」という。の下に「であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数(第七條第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。の電波を使用するもの(以下「基幹放送」という。))を加え、電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。又は移動受信用地上放送(放送法第二条第二号の六の移動受信用地上放送をいう。以下同じ)をする無線局であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。以下この項において「特定放送局」という。を「受信障害対策中継放送、衛星基幹放送(放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。及び移動受信用地上基幹放送(同条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ)をする無線局を除く。に改め、「(人工衛星に開設する特定放送局又は移動受信用地上放送をする特定放送局)にあつては、第一号、第二号又は第四号」を削り、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「掲げる者」の下に「又は放送法第三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者」を加え、同条第五項中「テレビジョン放送(放送法第二条第二号の五のテレビジョン放送)を「地上基幹放送(放送法第二条第十五号の地上基幹放送)に、「テレビジョン放送の電波」を「地上基幹放送の電波」に、「同条第二号の六」を「同条第十九号」に、「これを再送信する放送」を「その再放送をする基幹放送」に、「係るテレビジョン放送」を「係る地上基幹放送」に改める。

「第六条第一項第一号中「目的」の下に「(二)以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものに従たるもの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。」を加え、同項第四号中「人工衛星局については」を「人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。))について」に改め、同項第七号中「次項第二号」を「次項第三号」に、「及び第五項」を「第三項及び第六項」に改め、同条第二項中「放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第五号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ)を「基幹放送局(基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ)に改め、「次に掲げる事項」の下に「(自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局(以下「特定地上基幹放送局」という。の免許を受けようとする者)にあつては次に掲げる事項及び放送事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者)にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称)を加え、同項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「前項第一号、第二号及び第四号から第八号まで」を「前項第二号から第九号まで(基幹放送のみをする無線局)にあつては、第三号を除く。」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 目的

「第六条第二項第六号を次のように改める。

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号の電気通信設備をいう。以下同じ。の概要

「第六条第七項第四号を次のように改める。

四 基幹放送局

「第六条第八項中「定めるもの」を「定める期間」に改める。

第七條第一項第三号中「前二号」を「前三号」に、「放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く）」を「基幹放送局」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

第七條第二項第一号中「適合すること」の下に「及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること」を加え、同項第二号中「放送用周波数使用計画（放送をする無線局を「基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局）」に改め、同項第三号中「財政的基礎」を「経理的基礎及び技術的能力」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

ロ 免許を受けようとする者が放送法第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

ハ その免許を与えることが放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

第七條第二項第五号中「放送をする無線局」を「基幹放送局」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、当該認定を受けようとする者が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

六 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。  
ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く）の開設の根本的基準に合致すること。

ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。

第七條第三項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に、「第二條の第二項の放送普及基本計画」を「第九十一条第一項の基幹放送普及計画」に、「第二十六條第一項に規定する周波数割当計画」を示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの（次項において「放送用割当可能周波数」という。）を「基幹放送用割当可能周波数」に改め、同条第四項中「放送用割当可能周波数」を「基幹放送用割当可能周波数」に、「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改め、同条第五項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。

第九條第三項中「技術基準」の下に「（第三章に定めるものに限る。）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする事。  
二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする事。

第九條に次の二項を加える。  
5 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更にあつたときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 第五條第一項から第三項までの規定は、無線局の目的の変更に係る第四項の許可に準用する。第十條第一項中「第十二條」の下に「及び第七十三條第三項」を加える。

第十二條中「同条第二項第一号」を「同条第二項第二号」に改める。

第十三條の二中「第二条第二号の四」を「第二条第十七号」に改め、「テレビジョン放送」の下に「同条第十八号のテレビジョン放送をいう。以下同じ。」を加える。

第十四條第二項第四号中「目的の下に（主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。）」を加え、同条第三項中「放送をする無線局」を「基幹放送局」に、「左」を「次に」に改め、同項第一号中「前項第一号から第四号まで及び第六号から第十一号まで」を「前項各号（基幹放送のみをする無線局の免許状にあつては、第五号を除く。）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 特定地上基幹放送局の免許状にあつては放送事項、認定基幹放送事業者（放送法第二条第二十一号の認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。）の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつてはその無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名又は名称  
第十六條の二の前の見出し及び同条を削る。

第十七條に見出しとして「変更等の許可」を付し、同条第一項中「免許人は」の下に「無線局の目的」を加え、若しくは「を」を「放送事項、放送区域」に改め、「設置場所」の下に「若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」を加え、後段を削り、同項に次のたし書を加える。

たし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする事。  
二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする事。

第十七條第二項中「第九條第一項但書」を「第五條第一項から第三項までの規定は無線局の目的の変更に係る第一項の許可について、第九條第一項たし書」に、「前項」を「第一項」に改め、「場合に」の下に「について、それぞれ」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更にあつたときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

第二十條の見出しを「免許の承継等」に改め、同条第二項中「第五項及び第六項」を「第七項及び第八項」に改め、同条第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送局を承継し、これを分割により地上基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行うおとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲渡人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおとする場合において、当該譲渡人が総務大臣の許可を受けたときは又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおとする場合において、当該譲渡人が総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

5 他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者と合併し、又は当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受けた場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人が総務大臣の許可を受けるときは、当該法人又は譲受人が当該基幹放送局の免許人から特定地上基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受けた場合において、総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

5 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更にあつたときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

第二十四条の二の見出しを「検査等事業者の登録」に改め、同条第二項中「無線設備等の」の下に「検査又は」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

四 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨  
第二十四条の二第四項中「各号」の下に「無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号」を加え、同項第三号中「無線設備等の」の下に「検査又は」を、「方法」の下に「無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査（点検である部分を除く。）を行うものであること。  
第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

第二十四条の二の二 前条第一項の登録（無線設備等の点検の事業のみを行う者についてのものを除く。）は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

第二十四条の三 前条第一項を「第二十四条の二第一項」に、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、同条第一号中「の年月日及び」を「及びその更新の年月日並びに」に改め、同条第二号中「前条第二項第一号及び第二号」を「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」に改める。

第二十四条の四 第一項中「の登録」の下に「又はその更新」を加え、同条第二項第一号中「登録」の下に「登録又はその更新」に改め、同項に次の一号を加える。

三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

第二十四条の四第三項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の五及び第二十四条の六中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の七の見出しを「適合命令等」に改め、同条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、第二十四条の二第四項各号の下に「無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号」を加え、同条に次の一項を加える。

2 総務大臣は、登録検査等事業者がその登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行っているとき、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四条の八 第一項及び第二十四条の九 第一項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十の見出しを「登録の取消し等」に改め、同条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同条第三号中「第二十四条の七」を「第二十四条の七 第一項又は第二項」に改め、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「通知したこと」の下に「又は同条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をしたこと」を加え、同条第五号中「点検」を「検査又は点検」に改め、同条第六号中「登録」の下に「又はその更新」を加える。

第二十四条の十一 中「総務大臣は、」の下に「第二十四条の二の二第一項若しくは」を加え、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十二 中「第二十四条の九 第二項」を「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九 第二項」に、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十三 第二項中「第二十四条の二第二項から第五項まで」を「第二十四条の二第二項（第四号を除く。）」第三項、第四項（第三号を除く。）及び第五項に改め、「及び第二項」の下に「（第三号を除く。）」を、「において」の下に「第二十四条の二第四項中「次の各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号）」とあるのは「第一号、第二号及び第四号」と「検査又は点検」とあるのは「点検」と「方法（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。）」とあるのは「方法」とを加え、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、「登録外国点検事業者登録簿」との下に「及びその更新の年月日並びに」とあるのは「の年月日及び」と、「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第二十四条の二第二項第一号及び第二号」と、「第二十四条の四 第一項中「又はその更新をしたとき」とあるのは「をしたとき」と、同条第二項第一号中「又はその更新の年月日」とあるのは「の年月日」とを、「請求する」との下に「同条第一項中「第二十四条の二第四項各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号）」とあるのは「第二十四条の二第四項第一号、第二号又は第四号」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」とを、「第二十四条の十一 中」の下に「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九 第二項」とあるのは「第二十四条の九 第二項」とを、「前条中」の下に「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九 第二項」とあるのは「第二十四条の九 第二項」とを、「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九 第二項」とを加え、同条第三項第三号中「第二十四条の七」を「第二十四条の七 第一項又は第二項」に改める。

第二十六条 第二項中「放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）に係る周波数にあつては、第一号及び第四号に掲げる事項」を削り、同項に次の一号を加える。

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別

イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ イに掲げる周波数以外のもの

第二十七条の三 第一項第一号中「目的」の下に「（二）以上の目的を有する特定無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。」を加える。

第二十七条の四 第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

第二十七条の五 第二項第四号中「目的」の下に「（主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その主従の区別を含む。）」を加える。

第二十七条の八 中「包括免許人は、」の下に「特定無線局の目的若しくは」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、特定無線局の目的の変更のうち、基幹放送をすることすることを内容とするものは、これを行うことができる。

第二十七条の八に次の一項を加える。

2 第五条 第一項から第三項までの規定は、特定無線局の目的の変更に係る前項の許可に準用する。

第二十七条の十一 第二項中「第二十条第四項」を「第二十条第六項」に改める。

第二十七条の十二 第一項第二号中「移動受信信用地上放送」を「移動受信信用地上基幹放送」に、「第二二条の二第二項第二号」を「第九十一条第二項第二号」に改める。

第二十七条の十三第一項中「第二条の第二項第三号」を「第九十一条第二項第三号」に改め、同条第二項中「移動受信用地上基幹放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、「電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。」を削り、「から第九号まで」を「及び第八号」に改め、同項第一号中「の目的」に改め、同項第三号中「移動受信用地上基幹放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第五項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「第五条第三項各号（移動受信用地上基幹放送）を送る特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号」に、「同項」を「第一項」に改め、各号を削る。

第二十七条の十五第一項中「次の各号に掲げる認定開設者が当該各号に定める規定」を「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号」に改め、各号を削る。  
 第二十七条の十六中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで、第六項及び第九項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第七項」を「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、「同条第九項」に改める。  
 第二十七条の三十五の見出し中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第一項中「電気通信事業紛争処理委員会（電気通信事業法第百四十四条第一項に規定する電気通信事業紛争処理委員会をいう）」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。  
 第三十八条の十九中「登録点検事業者」を「登録点検事業者登録簿」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、「の年月日及び」とあるのは「及びその更新の年月日並びに」とを削り、「前条第二項第一号及び第二号」を「第二十四条の第二項第一号、第二号及び第四号」に、「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の二の第二項若しくは第二十四条の九第二項」に改める。

第五十二条中「放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を「特定地上基幹放送局」に改める。  
 第七十一条の二第二項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。  
 第七十一条の三の二第二項の表以外の部分中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項」に改め、同項の表第二十四条の七の項中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項」に改め、「第二十四条の二第四項各号」の下に「無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号」を加え、同表第二十四条の十一の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の二の二第二項若しくは第二十四条の九第二項」に改め、同表第三十八条の十七第二項第二号の項中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項」に改める。

第七十三条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の免許人から、第一項の規定により総務大臣が通知した期日の一月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第二項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、省略することができる。  
 第七十五条第一項中「ときは、その免許」を「とき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたときは、当該免許を受けることができな者となつた免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許」に改める。

第七十六条第四項に次の一号を加える。

五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号口に適合しなくなつたとき。  
 第七十六条第五項第三号中「第二十七条の八」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第九十九条の二中「放送（委託して放送をさせることを含む。第百二条の二第二項第二号及び第百八条の二第一項において同じ。）及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する電気通信役務利用放送の規律」を「及び放送法第二十条第一号に規定する放送」に、「図るため」を「図り」に、「放送法及び電気通信役務利用放送法」を「及び放送法」に、「処理し、並びに有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百四十四号）及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）に基づき総務大臣の処分に対する不服申立てについて審査及び議決をするため」を「処理するため」に改める。

第九十九条の三第三項第三号中「放送事業者、電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者」を「放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者」に、「放送法第五十二条の六の二第二項（電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）」を「同法第五十二条第二項」に、「放送法第五十二条の三十一」を「同法第六十条」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第七条第一項第三号（放送をする無線局以外）」を「第七条第一項第四号（基幹放送局以外）」に、「同条第二項第六号八（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）」を「同条第七号（基幹放送局）」に改め、「工事設計変更」の下に、「同条第五項及び第七号第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）」を加え、「第二十七条の四第二号」を「第二十七条の四第三号」に、「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、「検査」の下に、「同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）」（国の定期検査を必要とする無線局）を加え、同項第二号中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改め、同項第四号中「第八条」を「第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）」、「第八条」に、「第十七条第一項後段の規定による放送事項」を「第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」に改め、「包括免許」の下に「第九十九条の八第二項の規定による特定無線局の目的の変更に許可」を加える。

第九十九条の十四第二項中「第五十三条の十三、有線テレビジョン放送法第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九号及び電気通信役務利用放送法第二十一条」を「第百八十条」に、「放送法第五十三条の十一若しくは電気通信役務利用放送法第十九条」を「若しくは同法第百七十八条」に改める。  
 第百零五条第五項中「第七十三条第四項及び第六項」を「第七十三条第五項及び第七項」に改める。  
 第百零三条第一項中「第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。」  
 四 第二十四条の二の二第二項の規定による登録の更新を申請する者  
 第百十条の二第一号中「第三十八条の十七第二項」を「第二十四条の十又は第三十八条の十七第二項」に改める。

第百十一條中「第七十三條第一項、第四項（第百零五條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第五項又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。  
 一 第七十三條第一項、第五項（第百零五條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
 二 第七十三條第三項に規定する証明書の記載を虚偽の記載をした者  
 第百十六條第一号中「第二十条第七項」を「第二十条第九項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

附則第十三項中「第十六條の二」を削る。  
 別表第四中「第三十八條の三」を「第二十四条の二、第三十八條の三」に改める。

別表第六の二の項中「八の項」を「六の項及び八の項」に改め、同表の六の項中「放送をする無線局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする）を「基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる）」に改める。  
（電気通信事業法の一部改正）

第五条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第二条第四号中「第五十二条の十第一項に規定する受託放送業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第四十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾」を「第一百八条第一項に規定する放送局設備供給業務」に改める。

第九条ただし書中「その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第七條第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十二条第一項第一号中「昭和二十五年法律第三十一号」を削る。

第三十四条第三項及び第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十八条の見出しを「電気通信設備等の共用に関する命令等」に改め、同条第一項中「電気通信設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物（電気通信事業者が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「電気通信設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物」を加える。

「第四章 電気通信事業紛争処理委員会」を「第四章 電気通信紛争処理委員会」に改める。  
第四十四条第一項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第二項中「及び電波法」を「電波法及び放送法」に改める。

第四百四十七條第一項中「又は電波の利用」を「電波の利用又は放送の業務」に改める。  
第四百五十六條第一項中「電気通信設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物」を加える。  
第四百五十七條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「その他の協定等に関するあつせん等」を付し、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第四百五十七條第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「第三十五條第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第四百五十七條第三項」と読み替えるものとする。

第四百五十七條の次に次の一条を加える。

第四百五十七條の二 電気通信事業者と第六十四條第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信設備の提供に関する契約（第三項において単に「契約」という。）の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第四百五十四條第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五條第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第四百五十七條の二第三項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第四百五十五條第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

第六十條第一号中「電気通信設備の共用」を「電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用」に改める。

第六十四條第一項第一号中「（電気通信事業者たる一の者を除く。）」を削り、「電気通信設備」の下に「（当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。）」を加え、同条第二項中「同項各号」を「同項各号」に、「ついても」を「ついても、」を「ついても、」を加え、同条第二項中「第三号事業を営む者について」に改める。  
第六十九條第四号中「第三十四條第一項若しくは第五項」を「第三十四條第一項、第五項若しくは第六項」に改める。  
第九十一條第二号中「又は第三十三條第十三項」を「第三十三條第十三項又は第三十四條第六項」に改める。

附 則

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中放送法第五十三條の十一の改正規定、第三条中電波法第九十九條の十二の改正規定及び第五條中電気通信事業法第四十七條第一項の改正規定並びに附則第三条、第十三條及び第十四條第一項の規定 公布の日
- 二 第一条中放送法第五十二條の十三第一項第五号の改正規定、同法第五十二條の二十四第二項第四号の改正規定及び同法第五十二條の三十第二項第五号の改正規定並びに第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第十二條、第二十七條、第三十五條及び第三十七條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第五條中電気通信事業法第三十四條の改正規定、同法第六十九條第四号の改正規定及び同法第九十一條第二号の改正規定並びに附則第十條第一項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）  
二 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第四十四号）  
三 電気通信設備利用放送法（平成十三年法律第八十五号）  
四 有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）

(準備行為)

第三条 第二条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第七十七條並びに第三條及び第四條の規定による改正後の電波法第九十九條の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問、第五條の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新電気通信事業法」という。）第六十九條の規定による同條の政令で定める審議会等に対する諮問並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（附則第一條第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前においても行うことができる。

（有線ラジオ放送業務の運用の規正に關する法律の廃止に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に附則第二條の規定による廃止前の有線ラジオ放送業務の運用の規正に關する法律（以下この條において「旧有線ラジオ放送法」という。）第三條の規定による届出をしてゐる者であつて、新放送法第三十三條第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に前項の規定により新放送法第三十三條第一項の届出をしたものとみなされる者（以下この條において「みなし届出一般放送事業者」という。）によつてされた有線ラジオ放送（旧有線ラジオ放送法第二條第二号又は第三号の有線ラジオ放送に限る。）についての旧有線ラジオ放送法第四條第二項において準用する第二條の規定による改正前の放送法（以下「旧放送法」という。）第四條の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前にみなし届出一般放送事業者が得た旧有線ラジオ放送法第五條に規定する同意は、新放送法第十一條に規定する同意とみなす。

4 施行日前に旧有線ラジオ放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧有線ラジオ放送法第六條第一項の規定による報告の求め（旧有線ラジオ放送法第三條の二に規定する処分又は同條に規定する承諾に關するものを除く。）	新放送法第四百十五條第四項の規定による報告の求め
旧有線ラジオ放送法第六條第一項の規定による報告の求め（旧有線ラジオ放送法第三條の二に規定する処分又は同條に規定する承諾に關するものを除く。）	新放送法第七十五條の規定による資料の提出の求め
旧有線ラジオ放送法第八條第一項の規定による命令	新放送法第七十四條の規定による命令

5 施行日前にみなし届出一般放送事業者が旧有線ラジオ放送法第六條の二第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第三十四條第二項の規定によりすべき届出とみなす。

6 施行日前に旧有線ラジオ放送法第九條において準用する第四條の規定による改正前の電波法（以下「旧電波法」という。）第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第八十條において準用する第四條の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第七章に相當の規定があるものは、新放送法第八十條において準用する同章の相當の規定によりした又はすべきものとみなす。

（有線テレビジョン放送法の廃止に伴う経過措置）

第五條 この法律の施行の際現に附則第二條の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（以下この條において「旧有線テレビジョン放送法」という。）第十二條の規定による届出をしてゐる者であつて、新放送法第二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものと、新放送法第三十三條第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。

旧有線テレビジョン放送法第三條第一項の規定による許可の申請（新放送法第二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。）	新放送法第二十六條第一項の規定による登録の申請
旧有線テレビジョン放送法第三條第一項の規定による許可の申請（新放送法第三十三條第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。）	新放送法第三十三條第一項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第七條第一項の規定による許可の申請（前項の規定により新放送法第二十六條第一項の登録を受けたものとみなされる者（以下この條において「みなし登録一般放送事業者」という。）に係るものに限る。）	新放送法第三十條第一項の規定による変更登録の申請
旧有線テレビジョン放送法第七條第一項の規定による許可の申請（前項の規定により新放送法第三十三條第一項の届出をしたものとみなされる者（以下この條において「みなし届出一般放送事業者」という。）に係るものに限る。）	新放送法第三十三條第二項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第十條の二第一項及び第二項並びに第十條の三第二項の規定による認可の申請	新放送法第三十四條第二項の規定による届出
旧有線テレビジョン放送法第十三條第三項の規定による裁定の申請	新放送法第四百四條第一項の規定による裁定の申請
旧有線テレビジョン放送法第十四條第一項の規定による認可の申請（みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。）	新放送法第四百四條第二項の規定による届出

3 この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第九條の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営んでゐる者は、施行日から起算して三年間（当該期間内に新電気通信事業法第九條の登録若しくは第十二條第一項の規定による登録の拒否があり、又は新電気通信事業法第十六條第一項の届出をしたときは、その日までの間）は、新電気通信事業法第九條又は第十六條第一項の規定にかかわらず、従前の例により引き続き当該有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営むことができる。その者がその期間内に新電気通信事業法第九條の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 施行日前にみなし一般放送事業者（みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。）以下この條において同じ。）が得た旧有線テレビジョン放送法第十三條第二項に規定する同意は、新放送法第十一條に規定する同意とみなす。

5 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧有線テレビジョン放送法第十三条第四項の規定による通知又は意見書を提出する機会の付与	新放送法第四百四十二条第二項の規定による通知又は意見書を提出する機会の付与
旧有線テレビジョン放送法第十三条第五項の規定による裁定	新放送法第四百四十二条第三項の規定による裁定
旧有線テレビジョン放送法第二十四条第一項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第三百三十八条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十四条第二項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第四百四十一条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十五条第二項の規定による命令	新放送法第四百四十二条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送施設の状況その他必要な事項の報告の求め(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第三百三十九条第一項の規定による報告の求め
旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め(旧有線テレビジョン放送法第十二条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものに限る。)	新放送法第四百四十五条第四項の規定による報告の求め
旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め(旧有線テレビジョン放送法第十二条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものを除く。)	新放送法第七十五条の規定による資料の提出の求め

6 この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の許可を受けている者であつて、みなし登録一般放送事業者に該当するものは、施行日に新放送法第四百四十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の認可を受けている契約約款に定める提供条件であつて、みなし登録一般放送事業者に係るものは、新放送法第四百四十二条第二項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件とみなす。

8 施行日前にみなし一般放送事業者によつてされた有線テレビジョン放送(旧有線テレビジョン放送法第十七条に規定する放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。)についての同条において準用する旧放送法第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

9 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条において準用する旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為は、それぞれ新放送法第六條第二項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為とみなす。

10 施行日前にみなし一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条の二第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第三百三十四条第二項の規定によりすべき届出とみなす。

11 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第二十八条において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第八十条において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。(電気通信役務利用放送法の廃止に伴う経過措置)

2 施行日前に旧電氣通信役務利用放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。

旧電氣通信役務利用放送法第三条第一項の規定による登録の申請(新放送法第二百六条第一項の規定により登録を受けなければならないものに限る。)	新放送法第二百二十六条第一項の規定による登録の申請
旧電氣通信役務利用放送法第三条第一項の規定による登録の申請(新放送法第二百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)	新放送法第二百三十三条第一項の規定による届出
旧電氣通信役務利用放送法第六條第一項の規定による変更登録の申請(前項の規定により新放送法第二百二十六条第一項の登録を受けたものとみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)	新放送法第二百三十三条第一項の規定による変更登録の申請
旧電氣通信役務利用放送法第六條第一項の規定による変更登録の申請(前項の規定により新放送法第二百三十三条第一項の届出をしたものとみなされる者(以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。)に係るものに限る。)	新放送法第二百三十三条第二項の規定による届出

3 施行日前にみなし一般放送事業者(みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。)が旧電氣通信役務利用放送法第七條第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第三百三十四条第二項の規定によりすべき届出とみなす。

4 施行日前にみなし一般放送事業者が得た旧電氣通信役務利用放送法第十二條に規定する同意は、新放送法第十一條に規定する同意とみなす。

5 施行日前にみなし一般放送事業者によつてされた電氣通信役務利用放送(旧電氣通信役務利用放送法第十五條に規定する他の電氣通信役務利用放送事業者の電氣通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く。)についての同条において準用する旧放送法第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

6 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧電氣通信役務利用放送法第十五條において準用する旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第五條の規定によりした又はすべき行為は、それぞれ新放送法第六條第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第十條の規定によりした又はすべき行為とみなす。

7 施行日前に旧電気通信役務利用放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第五十二条の七第三項の規定による命令

旧電気通信役務利用放送法第十五条において準用する旧放送法第五十二条の八の規定による資料の提出の求め

旧電気通信役務利用放送法第十六条第一項の規定による命令(みなし登録)一般放送事業者に係るものに限る。

旧電気通信役務利用放送法第十六条第三項の規定による命令

旧電気通信役務利用放送法第十七条第一項の規定による電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告の求め(みなし登録)一般放送事業者に係るものに限る。

旧電気通信役務利用放送法第十七条第一項の規定による電気通信役務利用放送の業務の状況の報告の求め

8 施行日前に旧電気通信役務利用放送法第二十一条において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第八十条において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の規定によりした又はすべきものとみなす。

(有線放送電話に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者に対する同法及び電気通信事業法の規定の適用については、なお従前の例による。

第八條 (放送法の一部改正に伴う経過措置) この法律の施行の際現に旧放送法第九条の四第一項の認定を受けて委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行つている場合における日本放送協会は、施行日に新放送法第二十四条の規定により読み替へて適用する新放送法第九十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二条の十三第一項の認定を受けている者であつて、新放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の認定を受けたものと、新放送法第二百六条第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二条の十三第一項の認定の申請は、新放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けるべき者に係るものにあつては同項の認定の申請と、新放送法第二百六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものにあつては同項の登録の申請とみなす。

4 施行日前に旧放送法第五十二条の十四第二項の規定により交付された認定証であつて、みなし認定基幹放送事業者に係るものは、新放送法第九十四条第二項の規定により交付された認定証とみなす。

5 施行日前に旧放送法第五十二条の十五第二項の規定によりされた届出は、みなし認定基幹放送事業者に係るものにあつては新放送法第九十五条第二項の規定によりされた届出と、第二項の規定により新放送法第二百六条第一項の登録を受けた者とみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものにあつては新放送法第二百九条第二項の規定によりされた届出とみなす。

6 施行日前に旧放送法の規定により受託放送事業者に対してされた次の表の上欄に掲げる行為は、新放送法の規定により基幹放送局提供事業者に対してされた同表の下欄に掲げる行為とみなす。

旧放送法第五十二条の九第一項の規定による放送の委託の申込み

旧放送法第五十二条の九第二項の規定による放送の委託の申込み

旧放送法第五十二条の十一の規定による命令

7 新放送法第十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

8 施行日前にみなし登録一般放送事業者がした旧放送法第五十二条の十七第二項の規定による変更の申請は新放送法第三十条第一項の規定による変更登録の申請と、旧放送法第五十二条の二十の規定による届出は新放送法第三十五条第一項の規定による届出とみなす。

9 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧放送法第五十二条の十八第一項の規定によりすべき届出は新放送法第三十四条第二項の規定によりすべき届出と、旧放送法第五十二条の十八第二項の規定による認可の申請は新放送法第三十四条第二項の規定による届出とみなす。

10 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二条の四第一項の規定により届け出ている料金、同条第二項の規定により認可を受けている契約約款に定める提供条件、同条第四項の規定により同条第二項の認可を受けたとみなされる契約約款に定める提供条件又は同条第五項の規定により届け出ている契約約款であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第四十七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款に定める提供条件とみなす。

11 施行日前に旧放送法第五十二条の七第一項の規定により有料放送事業者に対して総務大臣がした命令であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第五十八條第一項の規定によつてした命令とみなす。

12 施行日前にみなし認定基幹放送事業者、みなし登録一般放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者によつてされた放送についての旧放送法第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 この法律の施行の際現に旧電波法第四条の規定による放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く)の免許を受けている者であつて、新電波法第四条の規定による基幹放送局の免許を受けるべき者に該当するものは施行日に同条の規定による基幹放送局の免許を受けたものと、同条の規定による放送をする無線局(基幹放送局を除く。以下この条において「一般放送局」という。)の免許を受けるべき者に該当するものは施行日に新電波法第四条の規定による一般放送局の免許を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧電波法第六条第二項の規定による放送をする無線局の免許の申請は、新電波法第六条第二項の規定による申請をすべき者に係るものにあつては同項の規定による基幹放送局の免許の申請と、同条第一項の規定による申請をすべき者に係るものにあつては同項の規定による一般放送局の免許の申請とみなす。

3 施行日前に旧電波法第十四条第一項の規定により交付された放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許状は、基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものにあつては新電波法第十四条第一項の規定により交付された基幹放送局の免許状とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧電波法第二十四条の二第一項の規定により登録を受けている者は、施行日に、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載して同条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現にされている旧電波法第二十四条の二第一項の規定による登録の申請は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載した同条第一項の規定による登録の申請とみなす。

6 施行日前に旧電波法第二十四条の二第一項の規定により登録を受けている者が行つた当該登録に係る点検は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載して同条第一項の規定により登録を受けている者が行つた当該登録に係る点検とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧電波法第二十四条の四第一項の規定により交付されている登録証は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨が記載された新電波法第二十四条の四第一項の規定により交付された登録証とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けている開設計画は、新電波法第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るもの、新電波法第二十七条の十二第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の規定を受けた開設計画と、新電波法第二十七条の十二第二項第二号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るもの、新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の規定を受けた開設計画とみなす。

9 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により提出されている開設計画は、新電波法第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るもの、新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の規定を受けた開設計画と、新電波法第二十七条の十三第二項第二号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るもの、新電波法第二十七条の十三第三項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の規定を受けた開設計画とみなす。

第十条 新電波法第三十四条第六項の規定は、第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定の施行の日以後に終了する事業年度から適用する。

2 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の電気通信事業法（以下この条において「旧電気通信事業法」という。）第百四十七條第一項又は第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の委員である者は、それぞれ、施行日に、新電気通信事業法第百四十七條第一項又は第二項の規定により電気通信紛争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新電気通信事業法第百四十八條第一項の規定にかかわらず、施行日における旧電気通信事業法第百四十七條第一項又は第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第百四十六條第一項の規定により選任された電気通信事業紛争処理委員会の委員長である者又は同条第三項の規定により定められた委員である者は、それぞれ、施行日に、新電気通信事業法第百四十六條第一項の規定により選任され、又は同条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員として定められたものとみなす。

4 電気通信事業紛争処理委員会の委員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（処分等の効力）

第十一条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定の施行前に改正又は廃止前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。）

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第四条第二項、第五条第八項、第六条第五項、第七条及び第八条第十二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十四条 政府は、この法律の公布後一年を目途として、日本放送協会の役員に係る欠格事由の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、前項に定める事項のほか、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（工場抵当法の一部改正）

第十五条 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。  
第一条第二項中「放送（委託シテ其ノ放送番組ヲ放送セシムルコトヲ含ム）」を「基幹放送」に、「有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）ニ謂フ有線テレビジョン放送」を「一般放送（有線電気通信設備ヲ用ヒテレビジョン放送ヲ行フモノニ限ル）」に改める。

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。  
一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十八条  
二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百四条第一項

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）  
第十七条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十三号及び第六十号並びに別表第一中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。  
（公職選挙法の一部改正）

第十八条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。  
第百五十條第一項中「一般放送事業者の」を「基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいひ、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいひ。第百五十二條第一項において同じ。）を除く。以下同じ。）」に、「昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の三」を「第二条第十六号」に、「同条第二号の五」を「同条第十八号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第三項及び第六項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第百五十一条第三項及び第百五十一条の三中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。  
第百五十二条第一項中「一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百四十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。次項において同じ。）、有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規程に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。次項において同じ。）の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。次項において同じ。）の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。次項において同じ。）」を「放送事業者（放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者をいう。日本放送協会及び放送大学学園を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送の業務を行う者」を「放送事業者」に改める。  
（地方税法の一部改正）

第十九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
第三百四十九条の三第九項中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改める。  
附則第十四条第九項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

附則第十五条第十四項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に「一般放送事業者」を「基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改め、同条第十五項中「電気通信事業者又は」の下に「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第七條の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の」を加え、同条第十六項中「有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百四十四号）第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者」を「有線テレビジョン放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送を行う者をいう。電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が提供する同条第三号に規定する電気通信役務を利用して行う者を除く。）」に改める。  
（土地収用法の一部改正）

第二十条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。  
第三条第十六号中「放送事業」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送」に改める。  
（日本赤十字社法の一部改正）

第二十一条 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。  
第三十四条第二項中「日本放送協会又は一般放送事業者」を「又は基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三に規定する一般放送事業者のうち同条第三号の四に規定する受託放送事業者以外のもの」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいう。放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。」に改める。  
（有線電気通信法の一部改正）

第二十二条 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。  
第三条第四項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
二 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送を行うための有線電気通信設備（同法第百三十三条第一項の規定による届出をした者が設置するもの及び前号に掲げるものを除く。）

（租税特別措置法の一部改正）  
第二十三条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第七十一条の十六第一項中「第二条第三号の三に規定する一般放送事業者」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「同条第三号」を「同条第二十号」に改める。  
（災害対策基本法の一部改正）  
第二十四条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。  
第五十七条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に、「第二条第三号の二に規定する放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者（以下「受託放送事業者」という。）を除く。）」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者」に改め、「同条第三号の五に規定する委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること」とを削る。  
第七十九条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。  
（法人税法の一部改正）  
第二十五条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。  
第四十五条第一項中「軌道若しくは有線放送電話」を「若しくは軌道」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とする。  
（法人税法の一部改正に伴う経過措置）  
第二十六条 前条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）第四十五条第一項第七号に掲げる事業を営む法人で施行日前に附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けているものが同項に規定する受益者から交付を受けた金銭又は資材をもって取得する同項に規定する固定資産及び当該受益者から交付を受ける旧法人税法第四十五条第二項に規定する固定資産については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「有線放送電話に関する法律」とあるのは、「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律」とする。  
（登録免許税法の一部改正）  
第二十七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第一 第五十四号（中）「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。  
第二十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。  
別表第一 第五十四号中「係る点検事業者」を「係る検査等事業者」に改め、同号（三）中「点検事業者」を「検査等事業者」に、「の点検」を「の検査又は点検」に改め、「係る事業者の登録の下に」（更新の登録を除く。）を加え、同表第五十五号中「委託放送事業者の認定又は」を「認定基幹放送事業者の認定、登録一般放送事業者の登録又は」に改め、同号（一）中「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同号（二）中「第五十二条の三十第一項」を「第百五十九条第一項」に改め、同号（三）を同号（三）とし、同号（一）の次に次のように加える。  
（一） 放送法第百二十六条第一項（一般放送の業務の登録）の登録一般放送事業者の登録又は同法第百三十条第一項（変更登録）の変更登録（同法第百二十六条第二項第二号の一般放送の種類増加に係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの）これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。）に限る。  
別表第一 第五十六号から第五十八号までを次のように改める。  
五十六から五十八まで 削除

登録件数 一件につき九万円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十九条 附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第五十五条第二項の業務区域の拡張の許可については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第五十七号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「許可又は業務区域」とあるのは「業務区域」とし、「有線放送電話に関する法律」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号) 附則第七条(有線放送電話に関する法律の廃止に伴う経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第二条(法律の廃止の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律)と(第三条(業務の許可)の有線放送電話業務の許可又は同法第五条第二項)とあるのは「第五条第二項」とする。

(著作権法の一部改正)  
第三十条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。  
第三十四条第一項中「第二条の第二項第二号」を「第九十一条第二項第二号」に、「第十四条第三項第三号」を「第十四条第三項第二号」に改める。  
第九十九条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、放送を受信して自動公衆送信を行う者が法令の規定により行わなければならない自動公衆送信に係る送信可能化については、適用しない。  
第九十九条第五項ただし書及び第九十九条第三号中「第九十九条の二」を「第九十九条の二第一項」に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)  
第三十一条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第二条第三項第一号中「電気通信設備をいう」の下に、「以下この号において同じ」を加え、「有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第十四号) 第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう」を「有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第三十二号) 第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をい、電気通信事業(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう)を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く」に改め、「同条第五項中「有線テレビジョン放送法第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設」を「有線電気通信設備」に改める。  
(身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正)  
第三十二条 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「並びに」を「及び」に、「規定する放送をいう。以下同じ」を「規定する放送をいう」に改め、「及び有線放送(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第十四号) 第二条第一項に規定する有線放送をいう。以下同じ)」を削り、「同条第二項中「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に改め、「同条第四項第三号中「放送又は有線放送の」を削る。  
(高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部改正)  
第三十三条 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に、「電波法(昭和二十五年法律第三十一号) 第五条第四項に規定する人工衛星局により行われるもの以外のもの」を「同条第二号に規定する基幹放送(同条第十三号に規定する衛星基幹放送を除く)であるもの」に改め、「同条第二項第一号中「電波法」の下に「昭和二十五年法律第三十一号」を加える。  
第三十四条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第九條第一項中「第九條第五項」を「第二十条第五項」に、「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に、「無線局により」を「無線局を用いて」に改める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)  
第三十五条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。  
第三十三条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改め、「同条第二項中「第三十八条の二十九」の下に「同法第三十八条の六第三項の準用に係る部分を除く」を、「及び第三項」の下に「(第一号を除く)」を加える。  
(放送大学学園法の一部改正)  
第三十六条 放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「放送等」を「放送」に改め、「放送及び」を削り、「第二条第三号の五」を「第二条第一号」に、「委託放送業務」を「放送(同条第二十号に規定する放送局を用いて行われるものに限る)」に改める。  
第三条並びに第四条第一項第二号及び第二項中「放送等」を「放送」に改める。  
第五条第一項第二号中「第十六条第三項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改める。  
第二十一条第二号中「放送等」を「放送」に改める。  
(電波法の一部を改正する法律の一部改正)  
第三十七条 電波法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九條中「第三十八号の二」を「第三十八号の二の二」に改める。  
第三十八条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正  
第三十八条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
第七條第二項中「第二条第三号の二」を「第二条第二十六号」に改め、「その他の放送(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。次条第二項において同じ)の事業を行う者」を削る。  
第五十六條中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。  
第八十三條の表第七條第二項の項を削る。  
(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)  
第三十九条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。  
第二条第五項中「第九條」を「第九條第一号」に改める。  
(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)  
第四十条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。  
第四四條を次のように改める。  
(国民投票に関する放送上の留意)  
第四四條 放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第三十二号) 第二条第二十六号に規定する放送事業者をい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号) 第三条に規定する放送大学学園をいう。第六六條第一項において同じ)を除く。次条において同じ)は、国民投票に関する放送上については、放送法第四四條第一項の規定の趣旨に留意するものとする。  
第四五條中「一般放送事業者等」を「放送事業者」に改める。  
第六六條第一項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(放送法第二十三号に規定する基幹放送事業者をい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第四四條及び第八項において同じ)」に、「放送法第二十二号の三」を「同条第十六号」に、「同条第二号の五」を「同条第十八号」に改め、「同条第四項及び第八項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

(放送法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第四十一条 放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第九条第一項第五号」を「第二十条第一項第五号」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に、「第五十二条の四第一項」を「第百四十七条第一項」に、「第五十二条の六の二第一項」を「第百五十二条第一項」に、「第五十二条の十八第二項」を「第九十八条第二項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「第五十二条の三十一」を「第百六十条」に改める。

(電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第四十二条 電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第二条第二号の二の六の移動受信用地上放送」を「第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送」に改める。

(総務省設置法の一部改正)  
 第四十三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。  
 第八条第二項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。  
 第三章第二節第四款の款名を次のように改める。

第四款 電気通信紛争処理委員会

第十九条中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に、「及び電波法」を「電波法」に、「並びに」を「及び放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)並びに」に改める。  
 第二十条中「放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)」を「及び放送法」に改める。

- 内閣総理大臣 菅 直人  
 総務大臣 片山 善博  
 法務大臣 仙谷 由人  
 財務大臣 野田 佳彦  
 文部科学大臣 高木 義明  
 厚生労働大臣 細川 澄夫  
 国土交通大臣 馬淵 澄夫  
 防衛大臣 北澤 俊美

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽  
 平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第六十六号

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律  
 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣 片山 善博  
 内閣総理大臣 菅 直人

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第六十七号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条)

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

第一節 総則(第二条・第三条)

第二節 基本方針(第四条)

第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策(第五条―第十七条)

第四節 雑則(第十八条―第二十三条)

第五節 罰則(第二十四条)

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則(第二十五条―第三十九条)

第二節 基本方針等(第四十条・第四十一条)

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策(第四十二条―第五十条)

附則

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。